

(H02101)

公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱の第3条の規定により公告する。

令和8年7月24日

公益社団法人秋田県農業公社

理事長 齋 藤 了

1 入札の方法

本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県建設業者等級格付名簿（当該「工事別発注概要書」以下「発注概要書」という。）に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
- (4) 発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

(5) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

(6) 営業所の所在地について、次のいずれかに該当すること。

①建設業法第3条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

②秋田県が制定する「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」（以下「特例要領」という。）第5第4項（平成23年5月1日改正前の特例要領第6第4項又は第5項を含む。）の規定（以下「合併特例」という。）に基づく営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

(7) 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は次により配置されなければならないこと。

①発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合

発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係（「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」（平成16年3月31日付け建管－3097）4の2）のただし書き以下の要件に該当する場合を含む。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置できること。

②発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合

当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期

限の日以前に３月以上の恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。（ただし、本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置される者を除く。）

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（９）本工事の調査業務、計画業務又は設計業務を行った者でないこと。

（１０）秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

（１１）その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

３ 入札参加資格確認申請等

（１）入札参加申請に必要な資料等の配布

公益社団法人秋田県農業公社ホームページからのダウンロードによる。

（２）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に郵送又は持ち込みにより１部提出すること。ＦＡＸ、メールでの提出も可とするが、入札時に正規書類を提出のこと。

（３）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者についての確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

①本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページ上による。

②設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、紙面により行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、予定価格500万円未満の工事にあつては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等に

については、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「規則」という。）の規定に準ずるものとする。

5 入札書等の提出等

（1）提出方法

発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱については秋田県が定めた「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成 27 年 3 月 2 日建政－1900）によるものとする。

（4）その他

①入札執行回数は、2 回までとする。

②開札の結果、入札参加者が 1 者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

（ただし、発注概要書に「入札参加者が 1 者であった場合は、公益社団法人秋

田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱第10条第3項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない)

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

(3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したとき

は、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

- (6) (5) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5) の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者がした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。

(2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(3) 工期は、事情により変更することがある。

(4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

(5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあつては、制度の運用については、公益社団法人秋田県農業公社低入札価格調査実施要綱、及び公益社団法人秋田県農業公社低入札価格調査実施要領によるほか、次によるものとする。

①入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

②低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

③監理技術者等の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす者1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

- ④低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- ⑤低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、秋田県が定める「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。
- （６）発注概要書により最低制限価格制度を適用する場合にあっては、制度の運用については、公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札事務の取扱いによるものとする。
- （７）落札決定通知日は事情により変更することがある。
- （８）落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- （９）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

工 事 別 発 注 概 要 書

A. 入札参加資格

工 事 番 号	令和8年度 H第02101号工事			
工 事 名	羽後3期地区 畜産環境総合整備事業 H第02101号工事			
工 事 場 所	雄勝郡羽後町 地内			
予 定 工 期	令和9年3月19日			
工 事 概 要	浄化処理設備等修繕工事	1 式		
低入札価格調査制度適用の有無		該当なし。最低制限価格を設定している。		
入札参加形態		単 体		
建設業法 第3条規定	許可業種	機械器具設置 工事業		
		許可区分	特定若しくは一般建設業許可	
		主たる営業所の所在地	範囲を問わない	
	合併特例に基づく営業所の所在地		範囲を問わない	
	同種工事 の施工実 績（元請に 限る）（※）	有効期間	該当なし	
		工事内容	該当なし	
		共同企業体出資比率	該当なし	
	総合評定値（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された直近値）（※）		該当なし	
	配置 予定 技術 者の 資格	施工管理技士等		該当なし
		技術士	技術部門	該当なし
			総合技術監理部門	該当なし
		監理技術者資 格者証（※）	有無	該当なし
			工種名	該当なし
同種工事の 工事経歴 （※）		経歴の内容	該当なし	
当該工事での役割		主任技術者又は監理技術者		
その他の事項				

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工 事 別 発 注 概 要 書

B 入札参加資格

(工事番号 H第02101号)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認書申請書 (様式1号、必須) イ 建設業許可通知書の写し (県外業者のみ) ウ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号、該当の場合) エ 配置予定技術者の資格・工事経歴及びその添付書類 (様式3号)
	提出期日	令和8年8月7日 (金曜日) 午後4時まで必着
	提出方法及び提出先	申請書様式は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページよりダウンロードしてください。必要事項を記入の上、郵送、持ち込み又はFAX、メールで提出してください。なお、FAX、メールによる場合は、入札時に正規な書類の提出をお願いします。 提出先 〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 公益社団法人秋田県農業公社 畜産部 施設整備課 詳細は末尾記載事項を参照のこと
設計図書等の閲覧期間		令和8年7月24日 (金曜日) から 令和8年8月 7日 (金曜日) まで
設計図書等の質問期限		令和8年7月29日 (水曜日) 午後4時まで
設計図書等の回答期限		令和8年7月30日 (木曜日)
入札書等の提出等		開札日時に指定場所に入札書を持参のうえ、開札に立ち会いをお願いします。
見積内訳明細書の提出		該当 有 ※該当有の場合は、「公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札心得」の「見積内訳明細書」や「金抜設計書」により作成し、入札書と一緒に提出してください。
開札予定日時		令和8年8月10日 (月曜日) 午前10時 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 6F 602号会議室
落札者決定及び通知予定日		令和8年8月12日 (水曜日) ※公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札心得による
入札、設計図書等に関する問い合わせ先		〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 公益社団法人秋田県農業公社 畜産部 施設整備課 電話番号 : 018-893-6214 ファクシミリ : 018-895-7210 電子メール : nyusatu@ak-agri.or.jp ホームページ : http://www.ak-agri.or.jp

※ 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

※ 入札は、「公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札心得」や「公益社団法人秋田県農業公社低入札価格調査取扱実施要綱」などを熟知のうえ行うものとする。

また、不明な点は上記あてに照会すること。